

繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、他の施設を改造して繁殖用の農場としての機能を移転しなければならなかったとして、①畜産業に係る逸失利益（平成26年3月分から平成29年6月分まで、原発事故の影響割合は5割から1割まで漸減。また、原発事故後の増収見込みを考慮し、基準期間の売上高を増額させたものを本件事故がなければ得られたであろう収入額としている。）、②上記繁殖用の農場としての機能の移転に係る費用（原発事故の影響割合は8割。）、③直営農場の使用不能期間に係る財物損害（平成27年4月から同年9月までの減価償却費から逸失利益の算定において控除されなかった同期間中減価償却費を控除した金額。）、④直営農場内にある施設の屋根材等が放射能汚染されたことにより生じた指定廃棄物の廃棄に係る費用（平成27年4月分から平成29年10月分まで、原発事故の影響割合を廃棄物の内容等に応じ3割5分から10割。）、⑤直営農場の再開に伴い原発事故前は肥育農場であった移転先農場を繁殖農場から肥育農場へ再整備したために生じた工事費用（原発事故の影響割合は3割。）のほか、⑥避難指示区域に指定された賃貸用の肥育施設の平成26年3月分から平成29年2月分までの賃料収入に係る逸失利益（ただし、平成27年10月分から平成29年2月分までにつき原発事故の影響割合を7割。）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の対象期間に限る。）についての和解金として、申立人に対して金251,416,697円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 二重賠償の防止

申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）のうち指定廃棄物廃棄費用については、現在及び将来にわたって環境省による費用支払を受けないことを確約する。

5 清算

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年11月17日

(仲介委員 澤田 行助)

別紙

単位：円

損害項目／期間	金額
畜産業に係る逸失利益 平成 26 年 3 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで	208,308,476
賃貸収入に係る逸失利益 平成 26 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日まで	13,719,600
移転費用（○農場） 平成 26 年 3 月 31 日から平成 28 年 4 月 30 日まで	48,240
財物損害 平成 27 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで	8,310,193
戻し工事費用（○農場）	13,132,139
指定廃棄物廃棄費用 平成 27 年 4 月 30 日から平成 29 年 10 月 31 日まで	2,704,698
本件和解仲介に関する弁護士費用	5,193,351
合計	251,416,697